

原動機付自転車、ミニカー及び小型特殊自動車の各種届け出

内容	手続き区分	内 容	必 要 な も の	手続き場所
登 録	ナンバーの取得	新車を購入した	販売証明書 ※1届出者の本人確認書類	◎静岡市葵区追手町5番1号 静岡市 市民税課 軽自・諸税係 電話054-221-1218
		ナンバーの付いていない中古車など、 廃車手続き済の車両を譲り受けた	販売店からの購入または市区町村役場発行の廃車証明が有る場合は①、その他の場合（個人間の売買含む）は②をご用意ください ①※3販売証明書または廃車証明書（車台番号の記載が不完全な場合 ※2「石ずり」が必要です）及び※1届出者の本人確認書類 ②※3譲渡証明書、※2「石ずり」及び※1届出者の本人確認書類 特定小型原動機付自転車又は小型特殊自動車の場合はその要件を満たすことがわかる書類が併せて必要になります。	◎静岡市駿河区南八幡町10番40号 駿河税務センター 電話054-287-8669
		車体の排気量を変更した 車体を構造変更しミニカーにした （構造変更した車体を購入した場合も含みます）	既にナンバーがついている車両の場合 ①排気量変更届出書または構造変更届出書 ②ナンバープレート ③標識交付証明書（なくても可） ④※1届出者の本人確認書類 新たに登録する車両の場合 ①排気量変更届出書または構造変更届出書 ②販売証明書 ③※1届出者の本人確認書類 ★排気量変更届出書、構造変更届出書には内容ごとに添付書類があります★ 【添付書類】を参照し確認しやすい書類を提出してください！	◎静岡市駿河区上川原13番1号 駿河区長田支所 電話054-259-5522
	所有者の変更 （新・旧所有者ともに市内）	ナンバーが付いたまま（未廃車）の車両を 譲り渡す または 譲り受けた	ナンバープレート 標識交付証明書 ※3譲渡（販売）証明書 ※1届出者の本人確認書類	◎静岡市清水区旭町6番8号 清水市税事務所 市民税係（証明・原付） 電話054-354-2071
	市外から転入 （車体をともなって）	旧の市区町村で廃車済の車両 （ナンバー無し）を持ち込んだ場合	旧の市区町村発行の廃車証明書 ※1届出者の本人確認書類	◎静岡市清水区蒲原新田一丁目21番1号 清水区蒲原支所 電話054-385-7770
		旧の市区町村で廃車が済んでいない車両 （他市区町村ナンバー付）を持ち込んだ場合 （所有者の変更を伴う場合は、予め旧市町村 役場で廃車手続をしてください。）	ナンバープレート 旧の市区町村発行の標識交付証明書 （上記書類が無い場合は、お手続きに時間がかかる場合がございます。） ※1届出者の本人確認書類	
廃 車	※廃車手続きした車両をご自宅に おいておくことはできません	ナンバーが残っている場合 （他市区町村のナンバーの廃車は静岡市ではできませ ん。当該市区町村役場あてに届出してください。）	静岡市（合併市町村含む）のナンバープレート 標識交付証明書（残っている場合） ※1届出者の本人確認書類	
		ナンバーが残っていない場合 （廃棄や盗難等で車体ごと無くなっている場合を含む）	※盗難の場合は、直ちに警察に盗難届を出してください！ 標識交付証明書（残っている場合） ※1届出者の本人確認書類	
ナ ン バ ー の 再 発 行	①ナンバーが破損した ②ナンバーだけ紛失した ③ナンバーの文字が薄れた	①②ナンバーが破損・紛失した場合	ナンバープレート（一部でも残っている場合） 標識交付証明書（残っている場合） ※1届出者の本人確認書類 標識弁償金200円	弁償金200円が発生する手続きは、長田 支所・蒲原支所では受付できないため、市 民税課、駿河税務センター、清水市税事務 所でお手続きをお願いします。
		③ナンバーの文字が薄れた	ナンバープレート 標識交付証明書（残っている場合） ※1届出者の本人確認書類	

※1届出者の本人確認書類は運転免許証、マイナンバーカード、在留カード等になります。

※2「石ずり」とは、車体に刻印された番号に紙を当て、鉛筆等を用いて軽く擦り、すべての記号や数字を写し取ったものです。（写し取りづらい場合、写真での提出可能ですので紙にプリントアウトし提出ください）

※3販売証明書には販売者の、譲渡証明書には旧所有者の住所、氏名、連絡先が必要です。申請用紙に販売・譲渡証明書欄を設けていますので、ご利用ください。